

郡山市放課後児童クラブの令和7年4月増設施設（概要）

資料3-1

就労等により日中保護者が家庭にいない児童に放課後の適切な遊びや生活の場を提供するため、放課後児童クラブを増設します。



整備方針

就労する保護者の増加による児童クラブの利用ニーズ増に対応するため、低学年に待機児童が生じないよう整備

5 教室増設、1 教室移転

115名の定員増

クラブ名	教室名	整備予定場所	定員
明健小児童クラブ	第3教室	民間施設借上：貸事務所（郡山市八山田四丁目地内）	40名
行健第二小児童クラブ	第4教室	・ 同建物内に、2クラブ2教室を設置	20名
柴宮小児童クラブ	第3教室※	余裕教室活用（北校舎1Fの2教室）	35名
	第4教室	・ 現在の第1教室（定員60名）を移転、教室名改称 ※定員増10名	35名
行徳小児童クラブ	第3教室	民間施設借上：貸事務所（富久山町久保田字前田地内） ・ 現在の第2教室設置の民間施設に教室増設 ・ 学校から施設への移動をタクシー送迎から貸切バスへ変更	20名
芳山小児童クラブ	第2教室	余裕教室活用（特殊教室棟1F準備室）	25名

公立放課後児童クラブ推移

令和元年度から、約150%の定員増による受け皿整備

